

付 議 第 2 号

平成 23 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項議案

平成 23 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項を別紙のとおり定めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 24 号の規定により、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

平成23年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成23年3月に小学校を卒業する見込みの者

2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

事 項	日 時	備 考
入 学 志 務 書・受検票等の配布	平成23年1月11日(火)午前9時から(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	<input type="radio"/> 志願先県立中学校で配布する。
出 願 期 間	平成23年2月1日(火)午前9時から 2月4日(金)午後5時まで ※ 郵送の場合は、2月4日までの消印のある書留速達便は有効	<input type="radio"/> 入学手数料として、2,200円の高知県収入証紙をはる。
作 せ、適性検査及び面接	平成23年2月19日(土)午前9時から	
入 学 予 定 者 の 発 表	平成23年2月24日(木)午後4時	<input type="radio"/> 各県立中学校において受検番号を発表する。 <input type="radio"/> 受検者全員に郵送で通知する。
入 学 意 思 確 認 書 の 提 出	平成23年2月25日(金)から 3月3日(木)までの午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、3月3日までの消印のある書留速達便は有効	<input type="radio"/> 直接学校に提出する場合は、左記の期間で学校が定める日程、郵送の場合は左記の期間とする。
補欠入学期間	平成23年3月4日(金)から3月9日(水)まで	

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

- 1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。
- 2 検査等及び面接の実施方法等については、平成23年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。
- 3 入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。
- 4 その他
 - (1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。
 - (2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

VI 補欠入学

- 1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。
- 2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。
- 3 補欠入学の実施方法等については、取扱要領で定める。

VII その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。

VIII 附則

この取扱要項は、平成22年7月27日から施行する。

高知県立中学校入学志願者取扱要項 新旧対照表

(新)

平成23年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成23年3月に小学校を卒業する見込みの者。

- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

事 項	日 時	備 考
入学願書・受検票等の配布	平成23年1月11日(火) 午前9時から（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	<input type="radio"/> 志願先県立中学校で配布する。
出願期間	平成23年2月1日(火) 午前9時から2月4日(金) 午後5時まで	<input type="radio"/> 入学手数料として、2,200円の

(旧)

平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第1学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、次のとおりとする。

平成22年3月に小学校を卒業する見込みの者。

- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

事 項	日 時	備 考
入学願書・受検票等の配布	平成22年1月8日(金) 午前9時から（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	<input type="radio"/> 志願先県立中学校で配布する。
出願期間	平成22年2月1日(月) 午前9時から2月4日(木) 午後5時まで	<input type="radio"/> 入学手数料として、2,200円の

	※ 郵送の場合は、2月4日までの消印のある書留速達便は有効	高知県収入証紙をはる。		※ 郵送の場合は、2月4日までの消印のある書留速達便は有効	高知県収入証紙をはる。
作文、適性検査及び面接	平成23年2月19日(土) 午前9時から		作文、適性検査及び面接	平成22年2月20日(土) 午前9時から	
入学予定者の発表	平成23年2月24日(木) 午後4時	<input type="radio"/> 各県立中学校において受検番号を発表する。 <input type="radio"/> 受検者全員に郵送で、通知する。	入学予定者の発表	平成22年2月25日(木) 午後4時	<input type="radio"/> 各県立中学校において受検番号を発表する。 <input type="radio"/> 受検者全員に郵送で、通知する。
入学意思確認書の提出	平成23年2月25日(金)から3月3日(木)までの午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、3月3日までの消印のある書留速達便は有効	<input type="radio"/> 直接学校に提出する場合は、左記の期間で学校が定める日程、郵送の場合は左記の期間とする。	入学意思確認書の提出	平成22年2月26日(金)から3月5日(金)までの午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、3月5日までの消印のある書留速達便は有効	<input type="radio"/> 直接学校に提出する場合は、左記の期間で学校が定める日程、郵送の場合は左記の期間とする。
補欠入学期間	平成23年3月4日(金)から3月9日(水)まで		補欠入学期間	平成22年3月8日(月)から3月12日(金)まで	

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。

<p>2 検査等及び面接の実施方法等については、平成23年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。</p> <p>3 入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人數の制限を設ける。</p> <p>(2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。</p>	<p>2 検査等及び面接の実施方法等については、平成22年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。</p> <p>3 入学志願者が入学定員を超える場合は、入学予定者の決定とともに各県立中学校長が必要と認める数の補欠入学予定者を決定する。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人數の制限を設ける。</p> <p>(2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。</p>
<p>VI 補欠入学</p> <p>1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。</p> <p>2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。</p> <p>3 補欠入学の実施方法等については、取扱要領で定める。</p> <p>VII その他</p> <p>この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。</p>	<p>VI 補欠入学</p> <p>1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。</p> <p>2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。</p> <p>3 補欠入学の実施方法等については、取扱要領で定める。</p> <p>VII その他</p> <p>この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。</p>